

受付 番号	種目番号	連絡先	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 国際部 国際課 担当者 紅野、坂本 電話 045-307-2032
設 計 書			
1 委 託 名	2027年国際園芸博覧会に係る通訳及び翻訳業務委託		
2 履 行 場 所	協会が指定する場所		
3 履 行 期 間 又 は 期 限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 契約締結日から2028年3月31日まで <input type="checkbox"/> 期限 年 月 日まで		
4 契 約 区 分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	別紙の2027年国際園芸博覧会に係る通訳及び翻訳業務委託仕様書に従うこと		
6 現 場 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分、場所)		
7 委 託 概 要	(1) 参加招請、出展準備、会期中及び会期後における外国政府関係者及び公式参加者、AIPH及びBIE等の海外関係者との会議や打合せに係る通訳業務 (2) 参加招請、出展準備、会期中及び会期後における外国政府関係者及び公式参加者、AIPH及びBIE等の海外関係者との調整を円滑に進めるための翻訳（ネイティブチェック含む）業務		

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

8 前 払 い

- する
しない

9 部 分 払 い

- する (2回以内)
しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
通訳・翻訳業務	2026年4月～2027年3月	(1)	式		
通訳・翻訳業務	2027年4月～2028年3月	(1)	式		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

<u>委託代金額</u>		. -
内訳	<u>業務価格</u>	. -
	<u>消費税及び 地方消費税相当額</u>	. -

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

内訳書

■通訳

言語	要件 (仕様書 3 (2) 参照)	単価 (円)	2026年度		2027年度		回数 (合計)	金額 (合計)
			回数	金額	回数	金額		
一日通訳業務：拘束 8 時間以内								
英語	ア、イ、エ		(14)		(2)		(16)	
	イ、エ		(281)		(252)		(533)	
フランス語	ア、ウ、エ		(1)		(1)		(2)	
	ウ、エ		(65)		(72)		(137)	
スペイン語	ウ、エ		(58)		(45)		(103)	
短時間通訳業務：拘束 3 時間以内								
英語	ア、イ、エ		(14)		(14)		(28)	
	イ、エ		(1)		(0)		(1)	
フランス語	ア、ウ、エ		(1)		(2)		(3)	
	ウ、エ		(1)		(0)		(1)	
スペイン語	ア、ウ、エ		(1)		(1)		(2)	
	ウ、エ		(1)		(0)		(1)	
1 時間あたり超過料金 (通訳拘束時間が 8 時間を超過した場合に限り適用)								
英語	ア、イ、エ		(1)		(1)		(2)	
	イ、エ		(1)		(1)		(2)	
英語以外の言語	ア、ウ、エ		(1)		(1)		(2)	
	ウ、エ		(1)		(1)		(2)	
合計								
消費税								
通訳業務総合計								

■翻訳

言語	単価 (円)	2026年度		2027年度		頁数 (合計)	金額 (合計)
		頁数	金額	頁数	金額		
日本語→イギリス英語		(862)		(230)		(1,092)	
英語→日本語		(10)		(10)		(20)	
日本語→フランス語		(49)		(19)		(68)	
フランス語→日本語		(10)		(10)		(20)	
日本語→スペイン語		(10)		(10)		(20)	
スペイン語→日本語		(10)		(10)		(20)	
英語ネイティブチェック		(140)		(0)		(140)	
仏語ネイティブチェック		(1,288)		(0)		(1,288)	
合計							
消費税							
翻訳業務総合計							

■通訳・翻訳業務 (合計)

	2026年度	2027年度	2026・2027年度合計
通訳翻訳業務合計			
通訳翻訳業務消費税			
通訳翻訳業務総合計			

2027年国際園芸博覧会に係る通訳及び翻訳業務委託仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本業務仕様書は、「2027年国際園芸博覧会に係る通訳及び翻訳業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の契約規程、委託契約約款及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守することとする。

(3) 件名

2027年国際園芸博覧会に係る通訳及び翻訳業務委託

(4) 履行期限

契約締結日から2028年3月31日（金）

(5) 履行場所

協会が指定する場所

2 業務の概要

(1) 業務の背景

国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。2027年に神奈川県横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）の国際園芸家協会（AIPH）承認、博覧会国際事務局（BIE）認定を受け、協会では2023年度より外国政府への参加招請活動を開始しており、今後も参加招請活動を行うとともに、公式参加者（日本国政府から本博覧会への公式の参加招請を受諾した外国政府及び国際機関）と出展に向けた調整を行っていく必要がある。

また、本博覧会を成功に導くため、国際園芸家協会（AIPH）及び博覧会国際事務局（BIE）との打合せ・会議や本博覧会の進捗報告、博覧会会場の現地視察等を円滑に行う必要がある。

さらに、会期を迎えた後も、運営及び会期後の撤収まで円滑に行い本博覧会を成功に収めるため、公式参加者、国際園芸家協会（AIPH）及び博覧会国際事務局（BIE）と調整をする必要がある。

(2) 業務の目的

本博覧会への出展の参加招請、出展準備、会期中及び会期後における外国政府関係者及び公式参加者、BIE及びAIPH等の海外関係者との調整を円滑に進めるための通訳及び翻訳（ネイティブチェックを含む）を行うことを目的とする。

3 通訳業務

(1) 業務の発注

委託者からの通訳依頼について、受託者は委託者が定める期限までに通訳従事者の氏名を通知すること。委託者は依頼時に必要に応じて(2)で定める通訳要件について受託者に通知する。また、委託者の求めに応じ、通訳従事者の経験年数、通訳実績（過去3年分）及び受託者の定める通訳ランクを通知すること。

(2) 通訳者の要件

委託者の求めに応じて、次の要件を満たす通訳者を配置可能な体制を構築すること。

ア 過去に行政関係者が出席する国際会議(G7、TICAD等)や外国要人等との面会における通訳実績を有する者。

イ 英語の通訳経験を5年以上有する者。

ウ フランス語・スペイン語を通訳する際は、その言語を通訳する者がその言語について3年以上の通訳経験を有すること(例：フランス語を通訳する場合はフランス語の通訳経験を3年以上持つ者を派遣すること。)

エ 委託者が提示する通訳参考資料を十分理解するとともに、専門用語を含めて話者の発言を正確でわかりやすく忠実に通訳できる者。

(3) その他特記事項

ア 通訳については、逐次通訳とする。

イ 受託者は、通訳業務内容について疑問がある場合は、通訳業務日に先立ち余裕をもって委託者に質問すること。

ウ OSS(ワン・ストップ・ショップとは、博覧会に係るあらゆる手続きなどに関する窓口である。公式参加者からの各種相談対応、提出物や申請書の一元処理、関連サービスの紹介など、一度の来訪に必要なものが全て揃えられるような場所として、開催者が設置し運営する、有人のサービスセンターである。)での通訳業務については、(2)イ又はウ、及びエが満たされていることを要件とし、アを満たしている必要はないこととする。

エ 緊急の通訳依頼(依頼日翌日等)に対応すること。緊急依頼の場合でも、受託者は特別料金等を別途支払わない。

オ 事前準備費、交通費(履行場所が横浜市内、川崎市内及び東京都内の場合に限る)等はすべて通訳料に含む。ただし、横浜市内、川崎市内及び東京都内以外の場所で通訳を行う場合は、委託者が認める範囲内で交通費を支給する。また、履行当日に備えて必要に応じて委託者との打合せを設ける。その場合の拘束費は事前準備費に含まれるものとする。なお、OSSにおいては、履行場所が横浜市中区、横浜市西区及び横浜市瀬谷区となる。

カ 拘束時間には履行場所までの移動時間及び業務終了後の移動時間は含まない。

キ 「1時間あたりの超過料金」の規定は、拘束8時間を超えた場合のみ適用する。そのほか、通訳者の拘束時間が当初予定拘束時間を超過した場合は、実際の拘束時間に応じて所定の料金を支払う。

ク 委託者の都合による通訳業務取止めにかかる費用(キャンセル料)は通訳日の4日前(土・日・祝祭日を含めない)以降に取消しの連絡をした場合のみ支払う。なお、キャンセル料率は以下

のとおりとする。

- ・通訳日の2～3日前：50%
- ・通訳前日及び当日：100%

4 翻訳・ネイティブチェック業務

(1) 業務の発注

委託者から受託者に対して翻訳・ネイティブチェック業務依頼を行う。受託者は委託者が求めた場合には、委託者が定める期限までに見積確認書を提出すること。

(2) 翻訳業務及び品質要件

ア 翻訳の際は、委託者の広報資料や関係法令、他の国際博覧会・政府・自治体の事例等をリサーチしたうえで用語を決定する等、正確で分かりやすく、論理的で高度な品質を確保すること。

イ 翻訳の統一性を確保するため、定訳がある場合は委託者が提供する定訳を使用して翻訳を行うこと。また、同一の名称や肩書等については、原則として統一した語句により翻訳を行うこと。また、合理的な理由により別の訳語を用いる場合は、翻訳に際し日本語でコメントを付記すること。

ウ イギリス英語・フランス語・スペイン語の翻訳の際は、委託者への翻訳文納品に先立ち、受託者責務で目標言語を母語とする翻訳者によるネイティブチェックを必ず行うこと。

エ 委託者が定める納品期限を遵守し、完成品を納品すること。翻訳に際しコメントがある場合は、日本語で付記すること。納品された翻訳文を委託者が確認し、質問や疑義があると認めた場合、委託者の求めに応じて速やかに回答や修正等の対応を行い、委託者が定める期限までに再納品すること。設定された納期での対応が困難な場合は、速やかに委託者と協議し、適切な納期を調整すること。

(3) 参加ガイドラインに関する翻訳及びネイティブチェック業務の内容

ア 参加ガイドラインは、国際園芸博覧会において海外の参加国その他の参加者に向けて発出する、博覧会におけるルールを定めるための特別規則に付随するものとして、参加国が博覧会のテーマや規則に従った展示出展を行うことができるようにすることを目的としたあらゆる文書であり、英語を正文とすることから、受託者は通常の翻訳業務に加え、以下の工程を含む総合的な翻訳・チェック業務を行うこと。

イ 日本語から英語への翻訳業務は、以下の流れにより実施すること。

委託者が確定した日本語文書を受託者に提供し、翻訳を依頼する。受託者は、本文書の趣旨、作成の背景、関連法令及び専門用語等を十分に踏まえたうえで英語訳文を作成し、英語を母語とする翻訳者によるネイティブチェック及び必要な修正を行うものとする。受託者は、これらの工程を経た最終的な英語文書を成果物として委託者へ納品すること。

ウ 英語ネイティブチェック業務は、以下の流れにより実施すること。

委託者が、確定した日本語文書を基に作成した英語文書についてネイティブチェックを依頼する。受託者は、本文書の趣旨、作成背景及び関連法令等を踏まえ、英語としての正確性、明確性及び文書全体の整合性の観点から確認及び修正を行い、英語を母語とする者による最終確認を実施するものとする。受託者は、確認後の英語文書を最終成果物として委託者へ納品するこ

と。

エ フランス語ネイティブチェック業務は、以下の流れにより実施すること。

委託者が、確定した英語文書を基に作成したフランス語文書についてネイティブチェックを依頼する。受託者は、本文書の趣旨、作成背景及び関連法令等を踏まえ、フランス語としての正確性、明確性及び文書全体の整合性の観点から確認及び修正を行い、フランス語を母語とする者による最終確認を実施するものとする。受託者は、確認後のフランス語文書を最終成果物として委託者へ納品すること。

(4) その他特記事項

ア 特段の事情が無い限り、緊急の翻訳依頼（依頼当日等）にも対応すること。緊急翻訳依頼に際しては、納品の当日依頼の場合は、委託者は依頼の頁数を2倍に換算し、納品の前日依頼の場合は、ページ数を1.5倍（端数切捨て）に換算して特別料金を支払う。なお、休業日を計算に含めない。その他の場合は、委託者は特別料金等を別途支払わない。

イ 頁数のカウントは下記の基準により行う。

(ア) 日本語から翻訳する場合：

原文（日本語）400字を1頁として計算する。但し、頁数が2頁以上の場合で最終頁が200字未満のときは、当該頁を0.5頁として計算する。

(イ) 「英語・フランス語・スペイン語→日本語」への翻訳の場合：

原文200語を1頁として計算する。但し、頁数が2頁以上の場合で最終頁が100語未満のときは、当該頁を0.5頁として計算する。

(ウ) 参加ガイドラインのネイティブチェックの場合（4(3)及び(4)の規定による）：

原文200語を1頁として計算する。但し、頁数が2頁以上の場合で最終頁が100語未満のときは、当該頁を0.5頁として計算する。

(5) 成果品

ア 翻訳文の納品にあたっては、委託者の指定する方式（電子メール、郵送等）で納めること。

イ 翻訳文の納品にあたっては、原則として原文と同じ文書データ系形式で翻訳文を作成し、翻訳文と原文が対照できるよう両者の頁数・段落分け等を揃えること。

5 その他

(1) 受託者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。

特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、受託者は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。本契約終了後も同様の扱いとする。

(2) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報漏洩等の行為には、個人情報保護法に基づく罰則が適用される場合があるので注意すること。

(3) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/

- (4) 委託料は年度ごとの部分払いとする。
- (5) 受託者は業務内容及び料金の積算を含む月次業務報告書を作成し、月ごとに委託者へ提出する。
- (6) 仕様書に明記していない点事項が発生した場合については、委託者と受託者の協議により決定する。